

議案第162号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第84号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年8月1日」を「平成19年4月1日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成24年8月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

減額改定以外の理由により給料の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額の算定方法の特例措置の対象となる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(平成24年大阪市条例第84号) (抄)

附 則

(施行期日)

1 省 略

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第4条の2第2項に規定する基礎在職期間の初日がこの条例の施行の日前である者に対する同条第1項の規定の適用については、同項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間 (平成24年8月1日以後の期間に限る。)」と **平成19年4月1日**

する。

3 - 6 省 略